【表紙】

【提出書類】	**有価証券届出書の訂正届出書**
【提出先】	**関東財務局長殿**
【提出日】	**2023年12月8日**
【発行者名】	**ちばぎんアセットマネジメント株式会社**
【代表者の役職氏名】	**代表取締役社長　　石井　義和**
【本店の所在の場所】	**東京都墨田区江東橋二丁目13番７号**
【事務連絡者氏名】	**島田　裕史**
【電話番号】	**03-5638-1450**
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	**グローバル厳選バランスファンド**
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	**1兆円を上限とします。**
【縦覧に供する場所】	**該当事項はありません。**

１．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2023年8月10日に提出いたしました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、記載事項に一部に変更がありますので、本訂正届出書を提出するものです。

２．【訂正の内容】

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第１ ファンドの状況」「１ ファンドの性格」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。
（注）下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

＜更新・訂正後＞

＜ファンドの特色＞

ファンドの特色

1 専門家を活用し、長期投資に適した資産配分を決定します。

- 当ファンドの目標リターン年率2.5%*に対し、「株式会社 格付投資情報センター（R&I）」（以下、R&I）が最も投資効率の良い資産配分を算出します。

  *市場の構造変化などに応じて、目標リターンは変更する場合があります。
  目標リターンは、必ず一定の収益を得ることができることを意味するものではなく、その達成を示唆・保証するものではありません。
  また、運用管理費用（信託報酬）控除前のものになります。

- R&Iが算出した資産配分を用いて、当社が基本のポートフォリオ（以下、最適資産配分）を決定します。
- 最適資産配分は、原則5年毎に見直します。

■ 上記以外に市場の構造が大きく変化するような事象が生じた場合*1には、見直しを行う場合があります。
■ 四半期（3ヵ月）に1度、リバランス*2を行う場合があります。

*1 過去の事例としては、日本銀行のマイナス金利政策導入時などが該当すると考えられます。
*2 四半期毎に判定を行い、最適資産配分比率に対して一定以上のかい離があった場合に調整を行います。

R&Iは日本の大手資産運用コンサルティング会社であり、豊富な経験と実績を誇ります。R&Iが算出する資産配分を一般投資家向けの投資信託に活用するのは日本で初めてになります。

株式会社 格付投資情報センター（R&I）

〈特徴〉
- 30年を超える資産運用評価の実績を誇る。
- 資産運用会社、金融商品販売会社などを持たない、中立・公平な資産運用コンサルティングと投資評価の専門家。
- 長期投資で代表的な機関投資家である企業年金基金などのコンサルタントとして数多くの実績を誇り、日本トップクラスとなる100社超とコンサルタント契約を締結している。

※2023年3月末時点のデータ

※R&Iが算出する資産配分は、資産毎の期待リターン・リスク・相関係数や制約条件などをもとに、長期的な観点から効率的に目標リターンの達成が期待できるよう最適化計算を行って策定しています。最適資産配分はR&Iが算出する資産配分を用いて作成したものであり、すべてのお客さまの長期投資に最も適した資産配分という意味ではありません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

2 特徴の異なる複数のファンドを組み入れることで分散効果を高めます。

- 最適資産配分に応じて、運用スタイルや投資対象地域など、特徴が異なる複数のファンドを組み合わせることで、長期的に安定した運用を目指します。
  - ファンドの選定にあたっては、長期的に優れた実績のあるアクティブファンドに投資を行います。また、インデックスファンドを組み合わせることでコストの軽減を図ります。
- 各分野で長期に優れた実績がある運用会社を当社が厳選します。

①資産の分散…
値動きの異なる複数の資産に分散投資します。

②ファンドの分散…
運用スタイルや投資対象地域などの特徴が異なる複数のファンドを組み合わせます。

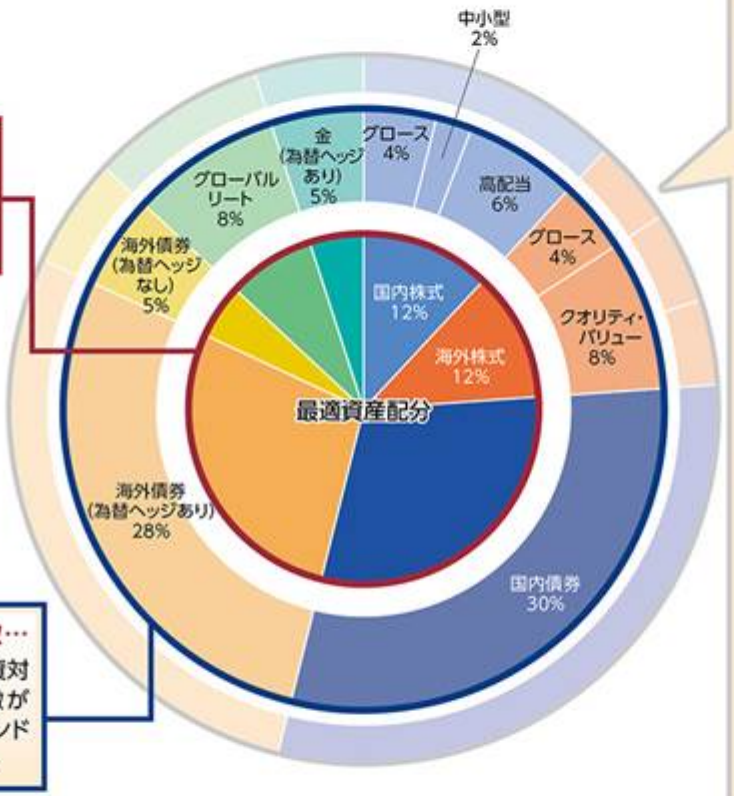

③資産別運用会社の選定

国内株式	・ちばぎんアセットマネジメント
海外株式	・MFSインベストメント・マネジメント ・モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント ・野村アセットマネジメント
国内債券	・ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ
海外債券（為替ヘッジあり）	・ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ
海外債券（為替ヘッジなし）	・ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ
グローバルリート	・日興アセットマネジメント
金（為替ヘッジあり）	・日興アセットマネジメント

※海外株式には、新興国株式に投資するファンドも含まれます。
※海外債券（為替ヘッジあり）、海外債券（為替ヘッジなし）には、新興国債券に投資するファンドも含まれます。
※グローバルリートには、不動産関連株式に投資するファンドも含まれます。
※金（為替ヘッジあり）は、金価格への連動を目指すETF（上場投資信託）などを通じ、金に実質的に投資を行います。
※上記は2023年12月8日現在のものです。また、実際の配分とは異なる場合があります。

長期的に安定的な収益を獲得することを目指して市場環境などの変化に応じた運用を行うため、投資対象とする資産およびファンドは限定しません。また、それらへの投資割合もあらかじめ定めていません。
したがって、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資割合を変更する運用を行います。

※R&Iが算出する資産配分は、資産毎の期待リターン・リスク・相関係数や制約条件などをもとに、長期的な観点から効率的に目標リターンの達成が期待できるよう最適化計算を行って策定しています。最適資産配分はR&Iが算出する資産配分を用いて作成したものであり、すべてのお客さまの長期投資に最も適した資産配分という意味ではありません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

【ファンドの仕組み】

当ファンドはファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

※投資対象ファンドの概要につきましては、後掲「２　投資方針（２）投資対象　（参考）投資対象ファンドの概要」をご参照ください。

ファンド・オブ・ファンズ方式とは

投資者の皆様からお預かりした資産を、直接株式や債券といった資産に投資するのではなく、株式や債券等に投資している複数の投資信託に投資して運用を行う仕組みです。

ポートフォリオ構築プロセス

●R&Iからの助言に基づき原則5年毎に最適資産配分の決定・見直しを行うとともに、随時、投資対象ファンドの決定・見直しを行います。

最適資産配分の決定・見直し（5年毎）

- STEP 1　各資産の長期的な期待リターン、リスク（標準偏差）、相関係数（各資産間の値動きの関係を示す係数）を推定
- STEP 2　資産間の分散を徹底するため、資産毎の資産配分に制約条件（上限値または下限値）を設定
- STEP 3　資産毎の期待リターン・リスク・相関係数や制約条件等をもとに、長期的な観点から効率的に目標リターンの達成が期待できる最適資産配分を決定

投資対象ファンドの決定・見直し（随時）

- STEP 1　各資産の投資対象ファンドの特徴や運用パフォーマンス等を分析
- STEP 2　ポートフォリオのリターン向上およびリスク低減を目的として、投資対象ファンドの組入れや入替え効果を検証
- STEP 3　検証結果に基づき、ファンドの組入れ・入替えや投資割合を決定
  ※市場環境の急激な変化に応じて、最適資産配分や投資対象ファンドの投資割合を見直すことがあります。

定期的なリバランスの実施（年4回）

相対的に値上がりした資産の売却や値下がりした資産の購入を行うことなどにより、最適資産配分や各ファンドに適した投資割合からのかい離を修正
※市場環境やかい離幅などによっては、定期的なリバランスを行わない場合があります。また、臨時に行うこともあります。

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。ただし、分配を行わないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行えない場合があります。

（3）【ファンドの仕組み】

＜訂正前＞

（前略）

②委託会社の概況（2023年5月31日現在）

（中略）

ハ．大株主の状況

株　主　名	住　　所	持株数	持株比率
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	1,600株	40%
株式会社武蔵野銀行	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	800株	20%
ちばぎん保証株式会社	千葉県千葉市稲毛区稲毛東三丁目17番5号	600株	15%
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地	200株	5%
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	200株	5%
ちばぎんコンピューターサービス株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%
ちばぎんジェーシービーカード株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1	200株	5%
ちばぎんキャピタル株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%

＜訂正後＞

（前略）

②委託会社の概況（2023年8月31日現在）

（中略）

ハ．大株主の状況

株　主　名	住　　所	持株数	持株比率
株式会社千葉銀行	千葉県千葉市中央区千葉港1番2号	1,600株	40%
株式会社武蔵野銀行	埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目10番地8	800株	20%
ちばぎん保証株式会社	千葉県千葉市稲毛区稲毛東三丁目17番5号	600株	15%
株式会社北洋銀行	北海道札幌市中央区大通西3丁目7番地	200株	5%
株式会社東邦銀行	福島県福島市大町3番25号	200株	5%
ちばぎんコンピューターサービス株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%

ちばぎんジェーシービーカード株式会社（※）	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目6番地1	200株	5%
ちばぎんキャピタル株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目10番地2	200株	5%

※ちばぎんジェーシービーカード株式会社は、2024年4月1日付でちばぎんディーシーカード株式会社（2023年10月1日付 ちばぎんカード株式会社へ商号変更予定）と合併する予定です。

2【投資方針】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第１ ファンドの状況」「２ 投資方針」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。
（注）下線部＿＿＿＿は訂正部分を示します。

（２）【投資対象】

＜訂正前＞

（前略）

（参考）投資対象ファンドの概要

投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。ただし、全ての資産および投資対象ファンドに投資するとは限りません。また、投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。

以下の内容は、2023年5月31日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

なお、投資対象ファンドの運用会社より確認した情報をもとにしており、記載している定義は、当該ファンドに限定されます。

１．日本株グロースファンド（適格機関投資家限定）

運用会社	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本株グロースマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に直接投資する場合があります。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に投資し、信託財産の成長を目指します。 ②投資にあたっては、「ボトムアップ・アプローチ」で利益成長が期待できる個別銘柄を選定し、「トップダウン・アプローチ」で環境変化に対応した業種配分の調整を行います。また、短期的な市場変動に対応するために機動的なリスク・コントロールも行います。 ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ④非株式割合（株式以外への資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ⑤資金動向、市況動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④有価証券先物取引は、ヘッジ目的に限定して行います。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年2回。毎年5月20日、11月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含む）等の全額とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。 ③留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.6985%（税抜 年0.635%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2021年11月30日
信託期間	無期限
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

2．日本株好配当マザーファンド

運用会社	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）を主要投資対象とします。

投資態度	①わが国の金融商品取引所上場株式を対象に、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回る水準となるよう投資を行い、配当収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。 ②銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りや市場流動性等の観点から銘柄の絞り込みを行い、その中から株価のバリュエーションや企業のファンダメンタルズ等を考慮して組入候補銘柄を決定します。なお、予想配当利回りが相対的に高くない銘柄であっても、業績や配当の動向を勘案して投資を行う場合があります。 ③ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄分散及び業種分散に配慮することを基本とします。また、適宜銘柄の入替えを行いますが、ポートフォリオの平均配当利回りは市場平均を上回る水準に維持することを基本とします。 ④株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ⑤非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④有価証券先物取引は、ヘッジ目的に限定して行います。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年2回。毎年1月20日、7月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2016年7月29日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

3．日本中小型株ファンド（適格機関投資家限定）

運用会社	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。
主要投資対象	「日本中小型株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。

投資態度	①主として、マザーファンド受益証券を通じてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）のうち中小型株式に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ③非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④有価証券先物取引は、ヘッジ目的に限定して行います。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年2回。毎年5月30日、11月30日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含む）等の全額とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。 ③留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.77%（税抜 年0.70%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年10月31日
信託期間	無期限
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

4．MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）

運用会社	ＭＦＳインベストメント・マネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「MFS外国株グロース マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）」受益証券を主要な投資対象とします。

投資態度	①主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドでは、徹底したボトムアップ・アプローチをもとに、高い利益成長を持続的に遂げることで企業価値を高めていくと見込まれる銘柄に厳選投資します。 ③株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ④投資信託財産に属する実質外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ⑤マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します（国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。）。 ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。 ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	10月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.8657%（税抜 年0.787%）
信託財産留保額	一部解約時に基準価額に対して0.20%
設定日	2009年4月9日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

5．グローバル・フランチャイズ・ファンド M－２（適格機関投資家専用）

運用会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
運用の基本方針	投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	グローバル・フランチャイズ・マザーファンドⅡ（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。 ②有力な無形資産（特許、著作権、ブランド等）を有し、中長期的に株主価値の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選して投資を行います。 ③ＭＳＣＩワールド・インデックス（円換算ベース）（※）をベンチマークとします。ただし、ベンチマークからの乖離を低減することには重点を置きません。 ④実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合もあります。
主な投資制限	①株式の実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。 ③新株引受権証券ならびに新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券ならびに新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
ベンチマーク	ＭＳＣＩワールド・インデックス（円換算ベース）
決算日	年1回：12月1日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合には委託者の判断で分配を行わないことがあります。 ③収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.8536%（税抜 年0.776%） マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者との間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者から支払うものとします。
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じた額
設定日	2018年5月17日
信託期間	無期限
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

※「MSCIワールド・インデックス」はMSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

6．ノムラFOFs用・グローバル・クオリティ・セレクト（適格機関投資家専用）

運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	グローバル・バリュー・オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。 ②実質外貨建資産の為替ヘッジについては、弾力的に為替ヘッジ比率の変更を行なうことを基本とします。 ③資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ⑤外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。 ⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	MSCI ワールド インデックス フリー（円換算ベース）（※）
決算日	年1回：11月28日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.649%（税抜 年0.59%）
信託財産留保額	解約時の基準価額に0.3%を乗じた額
設定日	2022年2月16日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※「MSCI ワールド インデックス フリー（円換算ベース）」は、MSCI World Index Free（現地通貨ベース）をもとに、野村アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したものです。MSCI World Index Freeは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利は

MSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

7．ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）

運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
運用の基本方針	日本を除く世界の主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象とした「外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券に投資し、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、中長期的にFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）（※）に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券
投資態度	①FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）をベンチマークとします。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行います。
主な投資制限	①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。 ②公社債の実質投資割合には制限を設けません。 ③株式の実質投資割合は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）
決算日	毎年2月20日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）
収益の分配	毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。 ①分配対象額の範囲 経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配対象収益についての分配方針 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.22%（税抜0.20%）
信託財産留保額	一部解約請求時において、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額
設定日	2016年5月9日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」（以下、「WGBI」といいます。）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。WGBIのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。WGBIに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

8. PIMCO Bermuda Trust IV PIMCO Global Bond Strategy Fund - C(JPY, Hedged)

投資顧問会社	Pacific Investment Management Company LLC
運用の基本方針	安定的な収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指します。
主要投資対象	主として日本を除く世界の債券等※に投資します。 ※投資可能な債券は、以下のものを含みます。 ・各国政府、その政府の部局または政府系機関が発行し、または保証した債券 ・社債 ・政府および企業が発行したインフレ連動債 ・仕組債 ・ローンおよびローン・パーティシペーション ・譲渡性銀行預金、定期預金および銀行引受手形 ・現先取引および逆現先取引 ・国際機関の債券 など
投資態度	①債券への投資割合は、原則として高位を維持します。 ②組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行います。 ③資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等並びに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	①債券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の65%以上とします。 ②投資する公社債は原則として取得時においてBBB－格相当以上の格付けを取得しているものに限ります。投資する公社債の平均格付けは、ポートフォリオ全体で原則としてAA－格相当以上に維持します。 ③平均デュレーションは、原則としてベンチマーク（ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円、円ヘッジ））±２年の範囲で調整します。 ④同一の発行体が発行する銘柄への投資比率は、取得時において純資産総額の5%以内とします（国債や政府機関債等を除きます。）。 ⑤投資信託証券（上場投資信託を除きます。）への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥投資信託財産の純資産総額を超える有価証券（現物に限ります）の空売りは行いません。 ⑦投資信託財産の純資産総額の10%を超える借り入れは行いません。 ⑧管理会社（または、投資顧問会社or副投資顧問会社）が他に運用する投資信託の保有分を合算して、いずれか一発行会社（投資法人を含みます。）の発行済株式総数の50%超を超える株式（投資法人が発行する投資証券を含みます。）を取得しないものとします。 ⑨流動性に欠ける資産への投資は、投資信託財産の純資産総額の15%以下とします。 ⑩受益者の保護に欠け、若しくは投資信託財産の適正を害する取引は行いません。 一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	ブルームバーグ・グローバル総合インデックス（除く日本円、円ヘッジ）
決算日	毎年6月30日
収益の分配	原則として、収益分配は行わない方針です。ただし、信託財産の運用実績に鑑み、分配を行なうことも可能です。
信託報酬	純資産総額　報酬率（年率） 3億米ドル以下の部分　0.52% 3億米ドル超6億米ドル以下の部分　0.47% 6億米ドル超の部分　0.42%
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2022年2月18日
信託期間	信託証書の日付（2005年10月31日）から100年間

関係法人	・管理会社（マネージャー） Pacific Investment Management Company LLC ・投資顧問会社（インベストメントアドバイザー） Pacific Investment Management Company LLC ・管理事務代行会社（アドミニストレーター） Brown Brothers Harriman & Co. ・名義書換事務受託会社（トランスファーエージェント） Brown Brothers Harriman (Luxembourg) S.C.A. ・保管受託銀行（カストディ） Brown Brothers Harriman & Co.

9．ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン

運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
運用の基本方針	日本を除く世界の主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象とした「外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券に投資することにより、中長期的にFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）（※）に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券
投資態度	①FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）をベンチマークとします。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。
主な投資制限	①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。 ②公社債の実質投資割合には制限を設けません。 ③株式の実質投資割合は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
決算日	毎年2月20日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）
収益の分配	毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。 ①分配対象額の範囲 経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配対象収益についての分配方針 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.187%（税抜0.17%）
信託財産留保額	一部解約請求時において、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額
設定日	2016年5月9日
信託期間	無期限

受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」（以下、「WGBI」といいます。）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。WGBIのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。WGBIに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

10．日本債券インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
運用の基本方針	日本債券インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、NOMURA-BPI総合指数（※）に連動した投資成果をめざして運用を行います。
主要投資対象	日本債券インデックス・マザーファンド受益証券
投資態度	①NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③公社債の実質組入比率は原則として高位を維持します。
主な投資制限	①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。 ②公社債の実質投資割合には制限を設けません。 ③株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産への実質投資は行いません。
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合指数
決算日	毎年3月5日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は経費控除後の利子・配当収入および売買益等（評価益を含みます。）の範囲内とします。 ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。 ③収益分配にあてずに信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、以下の年率を乗じて得た額の合計額とします。 100億円以下の部分：年率0.099%（税抜0.09%） 100億円超の部分：年率0.088%（税抜0.08%）
信託財産留保額	取得申込み時および一部解約請求時において、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額
設定日	2009年7月28日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※「NOMURA-BPI総合指数」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

11．グローバル・リアルエステート・ファンド（適格機関投資家向け）

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	世界ＲＥＩＴマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券および不動産関連有価証券を主要投資対象とします。
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券および不動産関連有価証券（不動産関連企業が発行する株式および上場不動産投資信託証券などの有価証券をいいます。以下同じ。）に投資を行い、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンド受益証券および不動産関連有価証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 ③ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。 ②投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。 ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ④デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年12回。原則として毎月5日（休業日の場合は、翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含む。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.847%（税抜0.77%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2010年8月18日
信託期間	2010年8月18日から2028年7月5日まで

関係法人	・受託会社 みずほ信託銀行株式会社 ・投資顧問会社 マザーファンドに対して、ラサール インベストメント マネージメント セキュリティーズ エルエルシーが投資一任を行います。

12. シュローダー・マルチアセット・ターゲット・ファンド（少人数私募）

運用会社	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。
主要投資対象	シュローダーYENターゲット・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主な投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券の投資比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ②世界各国（日本を含む先進国および新興国）の株式、債券、通貨、代替資産*など、様々な資産クラスを実質的な投資対象とします。投資にあたっては、マザーファンド受益証券への投資を通じて、当該資産へ直接、または当該資産を投資対象とするETF、REIT、MLP、投資信託証券、その他の有価証券、もしくは上場先物その他のデリバティブ取引（店頭デリバティブ取引も含みます。）を通じて様々な資産に分散投資し、市場環境に合わせて機動的に資産配分の調整を行うことを原則とします。なお、すべての資産に投資するとは限りません。 * 代替資産とは、商品、不動産、インフラなどの資産を指します。なお、これらの資産への直接投資は行いません。また、ヘッジファンドに投資することもあります。 ③実質組入外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を機動的に図ることを基本とします。実質組入外貨建資産にかかる為替ヘッジには、外国為替予約取引、為替先渡取引、ノンデリバラブル・フォワード(NDF)等を利用します。 ④信託財産にしめる短期金融資産および現金等の実質組入比率を機動的に調整します。 ⑤資金の動向、市場動向、信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。なお、為替ヘッジをしない外貨建資産への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ②株式への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の30%以下とします。 ③デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。 ④外国為替予約取引は、ヘッジ目的に限定しません。 ⑤投資信託証券（マザーファンド受益証券及び上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する実質比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	原則 毎年12月5日（ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託会社が上記①の範囲で、基準価額水準、市場動向等を勘案し決定します。なお、分配を行わないことがあります。 ③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.594%（税抜0.54%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2020年10月13日
信託期間	約10年（信託終了日：2030年12月5日）
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

＜訂正後＞

（参考）投資対象ファンドの概要

投資対象としている投資信託証券の概要は以下の通りです。ただし、全ての資産および投資対象ファンドに投資するとは限りません。また、投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。

以下の内容は、2023年12月8日現在、委託会社が知り得る情報に基づいて作成しておりますが、今後、記載内容が変更となることがあります。

なお、投資対象ファンドの運用会社より確認した情報をもとにしており、記載している定義は、当該ファンドに限定されます。

１．日本株グロースファンド（適格機関投資家限定）

運用会社	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	日本株グロースマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に直接投資する場合があります。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定株式を含みます。）に投資し、信託財産の成長を目指します。 ②投資にあたっては、「ボトムアップ・アプローチ」で利益成長が期待できる個別銘柄を選定し、「トップダウン・アプローチ」で環境変化に対応した業種配分の調整を行います。また、短期的な市場変動に対応するために機動的なリスク・コントロールも行います。 ③マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ④非株式割合（株式以外への資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ⑤資金動向、市況動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年2回。毎年5月20日、11月20日（休業日の場合は翌営業日）

収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含む）等の全額とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。 ③留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.6985%（税抜 年0.635%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2021年11月30日
信託期間	無期限
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

2．日本株好配当マザーファンド

運用会社	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	わが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）を主要投資対象とします。
投資態度	①わが国の金融商品取引所上場株式を対象に、ポートフォリオの平均配当利回りが市場平均を上回る水準となるよう投資を行い、配当収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。 ②銘柄の選定にあたっては、予想配当利回りや市場流動性等の観点から銘柄の絞り込みを行い、その中から株価のバリュエーションや企業のファンダメンタルズ等を考慮して組入候補銘柄を決定します。なお、予想配当利回りが相対的に高くない銘柄であっても、業績や配当の動向を勘案して投資を行う場合があります。 ③ポートフォリオの構築にあたっては、銘柄分散及び業種分散に配慮することを基本とします。また、適宜銘柄の入替えを行いますが、ポートフォリオの平均配当利回りは市場平均を上回る水準に維持することを基本とします。 ④株式の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ⑤非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ⑥資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	①株式への投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年2回。毎年1月20日、7月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	該当事項はありません。
信託報酬	該当事項はありません。
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2016年7月29日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

3．日本中小型株ファンド（適格機関投資家限定）

運用会社	ちばぎんアセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行います。
主要投資対象	「日本中小型株マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、株式に直接投資する場合があります。
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券を通じてわが国の金融商品取引所上場株式（上場予定を含みます。）のうち中小型株式に投資し、中長期的な値上がり益の獲得を目指します。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ③非株式割合（株式以外の資産への投資割合）は、原則として信託財産総額の50%以下を基本とします。 ④資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ③同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④デリバティブ取引は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。

ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年2回。毎年5月30日、11月30日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含む）等の全額とします。 ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して委託者が決定します。 ③留保金の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.77%（税抜 年0.70%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年10月31日
信託期間	無期限
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

4．MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）

運用会社	ＭＦＳインベストメント・マネジメント株式会社
運用の基本方針	この投資信託は、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	「MFS外国株グロース マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）」受益証券を主要な投資対象とします。
投資態度	①主としてマザーファンド受益証券への投資を通じて、日本を除く世界の株式を主要投資対象とし、投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンドでは、徹底したボトムアップ・アプローチをもとに、高い利益成長を持続的に遂げることで企業価値を高めていくと見込まれる銘柄に厳選投資します。 ③株式の実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。 ④投資信託財産に属する実質外貨建資産については、原則として、為替ヘッジを行いません。 ⑤マサチューセッツ・ファイナンシャル・サービセズ・カンパニーにマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します（国内の短期金融資産の運用の指図に係る権限を除きます。）。 ⑥資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 ③投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ④デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。 ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑧デリバティブ取引（法人税法第61条の５に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	10月20日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.8657%（税抜 年0.787%）
信託財産留保額	一部解約時に基準価額に対して0.20%
設定日	2009年4月9日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

5．グローバル・フランチャイズ・ファンド Ｍ－２（適格機関投資家専用）

運用会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
運用の基本方針	投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	グローバル・フランチャイズ・マザーファンドⅡ（以下、「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式に投資を行い、投資信託財産の長期的な成長を目指します。 ②有力な無形資産（特許、著作権、ブランド等）を有し、中長期的に株主価値の高い成長をもたらすことが期待される企業を厳選して投資を行います。 ③ＭＳＣＩワールド・インデックス（円換算ベース）（※）をベンチマークとします。ただし、ベンチマークからの乖離を低減することには重点を置きません。 ④実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合もあります。

主な投資制限	①株式の実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。 ③新株引受権証券ならびに新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券ならびに新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定します。
ベンチマーク	ＭＳＣＩワールド・インデックス（円換算ベース）
決算日	年1回：12月1日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額等の場合には委託者の判断で分配を行わないことがあります。 ③収益の分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.8536%（税抜 年0.776%） マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬は、委託者との間で別に定める取決めに基づく金額を、委託者から支払うものとします。
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%を乗じた額
設定日	2018年5月17日
信託期間	無期限
受託会社	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

※「MSCIワールド・インデックス」はMSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

6．ノムラFOFs用・グローバル・クオリティ・セレクト（適格機関投資家専用）

運用会社	野村アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主要投資対象	グローバル・バリュー・オープン マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。

投資態度	①マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。 ②実質外貨建資産の為替ヘッジについては、弾力的に為替ヘッジ比率の変更を行なうことを基本とします。 ③資金状況、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への実質投資割合には制限を設けません。 ②外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ④デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。 ⑤外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定します。 ⑥新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ⑦同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ⑧同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ⑨一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。 ⑩一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。
ベンチマーク	MSCI ワールド インデックス フリー（円換算ベース）（※）
決算日	年1回：11月28日（休業日の場合は翌営業日）
収益の分配	期中無分配とします。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.649%（税抜 年0.59%）
信託財産留保額	解約時の基準価額に0.3%を乗じた額
設定日	2022年2月16日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※「MSCI ワールド インデックス フリー（円換算ベース）」は、MSCI World Index Free（現地通貨ベース）をもとに、野村アセットマネジメント株式会社が独自に円換算したものです。MSCI World Index Freeは、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

7. ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）

運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社

運用の基本方針	**日本を除く世界の主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象とした「外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券に投資し、また実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行うことにより、中長期的にFTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）（※）に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。**
主要投資対象	**外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券**

投資態度	①FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）をベンチマークとします。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については原則として為替ヘッジを行います。 ④信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ⑤信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 ⑥信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ⑦信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、および為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ⑧信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、および為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。 ⑨信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。 ⑩信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ⑪信託財産の効率的な運用に資するため等、運用上必要と認めるときには、委託者もしくは委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）が設定または運用する国内外投資信託証券等に投資する場合があります。 ⑫大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。
主な投資制限	①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。 ②公社債の実質投資割合には制限を設けません。 ③株式の実質投資割合は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジベース）

決算日	毎年2月20日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）
収益の分配	毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。 ①分配対象額の範囲 経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配対象収益についての分配方針 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.066%（税抜0.06%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2016年5月9日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」（以下、「WGBI」といいます。）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。WGBIのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。WGBIに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

8．ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン

運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
運用の基本方針	日本を除く世界の主要国の国債、政府機関債等を主要投資対象とした「外国債券インデックス・マザー・ファンド」受益証券に投資することにより、中長期的にFTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）（※）に連動した投資成果の獲得を目指して運用を行うことを基本とします。
主要投資対象	外国債券インデックス・マザー・ファンド受益証券

投資態度	①FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）をベンチマークとします。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③外貨建資産およびマザーファンド受益証券組入れに伴う実質的な組入外貨建資産については、ベンチマークとの連動性を維持することを目的とする場合を除き、原則として為替ヘッジを行いません。 ④信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ⑤信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。 ⑥信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、および為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 ⑦信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、および為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。 ⑧信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、および為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。 ⑨信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する有価証券の貸付けを行うことができます。 ⑩信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。 ⑪信託財産の効率的な運用に資するため等、運用上必要と認めるときには、委託者もしくは委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。）が設定または運用する国内外投資信託証券等に投資する場合があります。 ⑫大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用が行われない場合や、当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。

主な投資制限	①マザーファンド受益証券の投資割合には制限を設けません。 ②公社債の実質投資割合には制限を設けません。 ③株式の実質投資割合は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。 ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引をいいます。）の利用は行いません。 ⑥一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）
決算日	毎年2月20日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日。）
収益の分配	毎決算時に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。 ①分配対象額の範囲 経費控除後の利子・配当収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 ②分配対象収益についての分配方針 分配金額は委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益の運用方針 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.066%（税抜0.06%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2016年5月9日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」（以下、「WGBI」といいます。）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、当ファンドのスポンサーではなく、当ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。WGBIのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。WGBIに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

9. 日本債券インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞

運用会社	ステート・ストリート・グローバル・アドバイザーズ株式会社
運用の基本方針	日本債券インデックス・マザーファンドへの投資を通じて、NOMURA-BPI総合（※）に連動した投資成果をめざして運用を行います。
主要投資対象	日本債券インデックス・マザーファンド受益証券

投資態度	①NOMURA-BPI総合をベンチマークとします。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、原則として高位を維持します。 ③公社債の実質組入比率は原則として高位を維持します。 ④信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。 ⑤信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、異なった受取り金利または異なった受取り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）および金利先渡取引を行うことができます。
主な投資制限	①マザーファンド受益証券への投資割合には制限を設けません。 ②公社債の実質投資割合には制限を設けません。 ③株式への投資は、転換社債の転換請求および新株予約権の行使により取得可能なものに限り、実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ④外貨建資産への実質投資は行いません。
ベンチマーク	NOMURA-BPI総合
決算日	毎年3月5日（ただし、該当日が休日の場合は翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。 ①分配対象額の範囲は経費控除後の利子・配当収入および売買益等（評価益を含みます。）の範囲内とします。 ②収益分配金額は、委託者が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないこともあります。 ③収益分配にあてずに信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、以下の年率を乗じて得た額の合計額とします。 100億円以下の部分：年率0.099%（税抜0.09%） 100億円超の部分：年率0.088%（税抜0.08%）
信託財産留保額	取得申込み時および一部解約請求時において、当該基準価額に0.05%の率を乗じて得た額
設定日	2009年7月28日
信託期間	無期限
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

※「NOMURA-BPI総合」は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が作成している指数で、当該指数に関する一切の知的財産権とその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。また、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、当該インデックスの正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、当ファンドの運用成果等に関して一切責任を負うものではありません。

10．グローバル・リアルエステート・ファンド（適格機関投資家向け）

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

主要投資対象	世界ＲＥＩＴマザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券および不動産関連有価証券を主要投資対象とします。
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券および不動産関連有価証券（不動産関連企業が発行する株式および上場不動産投資信託証券などの有価証券をいいます。以下同じ。）に投資を行い、安定した収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンド受益証券および不動産関連有価証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 ③ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合には、制限を設けません。 ②投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の５％以下とします。 ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ④デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のために行います。 ⑤外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のために行います。 ⑥デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年12回。原則として毎月5日（休業日の場合は、翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含む。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.847%（税抜0.77%）
信託財産留保額	該当事項はありません。

設定日	2010年8月18日
信託期間	2010年8月18日から2028年7月5日まで
関係法人	・受託会社 みずほ信託銀行株式会社 ・投資顧問会社 マザーファンドに対して、ラサール インベストメント マネージメント セキュリティーズ エルエルシーが投資一任を行います。

11. ＦＯＦｓ用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）

運用会社	日興アセットマネジメント株式会社
運用の基本方針	主として、ゴールド・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。
主要投資対象	マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
投資態度	①主として、マザーファンド受益証券を通じて、金地金価格への連動をめざす上場投資信託証券に投資を行い、信託財産の成長を目指して運用を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を保つことを原則とします。なお、資金動向等によっては組入比率を引き下げることもあります。 ③実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減を図るため、原則として対円での為替ヘッジを行います。 ④ただし、市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、10%以下とします。 ②投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の総額の５%以下とします。 ③外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。 ④デリバティブ取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的のために行います。 ⑤外国為替の売買の予約取引の指図は、投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的ならびに為替変動リスクを回避する目的のために行います。 ⑥デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないものとします。 ⑦一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ取引等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ベンチマーク	該当事項はありません。
決算日	年1回。原則として毎年7月8日（休業日の場合は、翌営業日）
収益の分配	毎決算時に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。 ①分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含む。）等の全額とします。 ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。 ③留保益は、運用の基本方針に基づき運用を行います。
信託報酬	純資産総額に対し、年0.143%（税抜 年0.13%）
信託財産留保額	該当事項はありません。
設定日	2017年9月29日
信託期間	2017年9月29日から2027年7月8日まで
受託会社	三井住友信託銀行株式会社

（５）【投資制限】

＜訂正前＞

＜約款に定める投資制限＞

（中略）

ニ．デリバティブの利用

デリバティブの直接利用は行いません。

（中略）

ト．外国為替予約取引の指図

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（後略）

＜訂正後＞

＜約款に定める投資制限＞

（中略）

ニ．デリバティブの利用

投資対象ファンドにおけるデリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

（中略）

ト．外国為替予約取引の指図

委託会社は、投資信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。また、投資対象ファンドにおける外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

（後略）

３【投資リスク】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第１ ファンドの状況」「３ 投資リスク」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。
（注）下線部＿＿＿は訂正部分を示します

(1)ファンドのリスク

＜訂正前＞

（中略）

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

②金利変動リスク

債券等の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。加えて、物価連動債券の価格は、物価変動及び将来の物価変動に対する市場予想の変化によっても変動します。債券等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

③リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

④為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、投資対象ファンドにおいて、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があります。

⑤信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑥流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑦カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑧資産等の選定・配分に係るリスク

ファンドは長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を行うため、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更します。この投資行動が、ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合があります。また、投資対象とする資産やファンドの追加に伴い、新たな投資リスクが生じる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

（後略）

＜訂正後＞

（中略）

当ファンドの主なリスクは以下の通りです。

①株価変動リスク

株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

②金利変動リスク

債券等の価格は、一般的に金利低下（上昇）した場合は値上がり（値下がり）します。なお、債券等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等及びそれらに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。加えて、物価連動債券の価格は、物価変動及び将来の物価変動に対する市場予想の変化によっても変動します。債券等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。

③リートの価格変動リスク

リートの価格は、不動産市況（不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等）、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

④金上場投信の価格変動リスク

金上場投信は、連動目標とする金地金価格の変動の影響を受けます。金市場は、金の需給関係、為替・金利の変動、政府の規制・介入、投機家の参入など様々な要因により変動します。金地金の価格が下落した場合、金上場投信の価格は下がり、基準価額の下落要因となります。

⑤為替変動リスク

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。なお、投資対象ファンドにおいて、外貨建資産について、為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図る場合がありますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があります。

⑥信用リスク

有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、またはそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑦流動性リスク

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

⑧カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、またはそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

⑨資産等の選定・配分に係るリスク

ファンドは長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を行うため、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更します。この投資行動が、ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合があります。また、投資対象とする資産やファンドの追加に伴い、新たな投資リスクが生じる可能性があります。

※当ファンドのリスクは、上記に限定されるものではありません。

(2)リスクの管理体制

＜訂正前＞

（前略）

※上記は、2023年5月31日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

＜訂正後＞

（前略）

※上記は、2023年8月31日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第１ ファンドの状況」「３ 投資リスク」「参考情報」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

＜更新・訂正後＞

（参考情報）

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

*当ファンドについては2023年2月～2023年8月の7ヵ月間、他の代表的な資産クラスについては2018年9月～2023年8月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。
*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
*当ファンドの年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、当該ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

各資産クラスの指数

日 本 株：Morningstar 日本株式指数
先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)
新興国株：Morningstar 新興国株式指数
日本国債：Morningstar 日本国債指数
先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。各指数は、すべて利子・配当込みのグロス・リターンの指数です。

各指数の概要

日 本 株：Morningstar 日本株式指数は、Morningstar,Incが発表している配当込み株価指数で、日本に上場する株式で構成されています。
先進国株：Morningstar 先進国株式指数(除く日本)は、Morningstar,Incが発表している配当込み株価指数で、日本を除く世界の先進国に上場する株式で構成されています。
新興国株：Morningstar 新興国株式指数は、Morningstar,Incが発表している配当込み株価指数で、世界の新興国に上場する株式で構成されています。
日本国債：Morningstar 日本国債指数は、Morningstar,Incが発表している債券指数で、日本の国債で構成されています。
先進国債：Morningstar グローバル国債指数(除く日本)は、Morningstar,Incが発表している債券指数で、日本を除く主要先進国の政府や政府系機関により発行された債券で構成されています。
新興国債：Morningstar 新興国ソブリン債指数は、Morningstar,Incが発表している債券指数で、新興国の政府や政府系機関により発行された米ドル建て債券で構成されています。

〈重要事項〉

当ファンドは、Morningstar,Inc.、またはイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社を含むMorningstar,Inc.の関連会社(これらの法人全てを総称して「Morningstarグループ」と言います)が組成、推薦、販売または宣伝するものではありません。Morningstarグループは、投資信託への一般的な投資の当否、特に当ファンドに投資することの当否、または当ファンドが投資対象とする市場の一般的な騰落率と連動するMorningstarのインデックス(以下「Morningstarインデックス」といいます)の能力について、当ファンドの受益者または公衆に対し、明示または黙示を問わず、いかなる表明保証も行いません。本ファンドとの関連においては、ちばぎんアセットマネジメント株式会社(以下、「委託会社」といいます)とMorningstarグループとの唯一の関係は、Morningstarのサービスマークおよびサービス名並びに特定のMorningstarインデックスの使用の許諾であり、Morningstarインデックスは、Morningstarグループが委託会社または当ファンドとは無関係に判断、構成、算定しています。Morningstarグループは、Morningstarインデックスの判断、構成または算定を行うにあたり、委託会社または当ファンドの受益者のニーズを考慮する義務を負いません。Morningstarグループは、当ファンドの基準価額および設定金額あるいは当ファンドの設定あるいは販売の時期の決定、または当ファンドの解約時の基準価額算出式の決定あるいは計算について責任を負わず、また関与しておりません。Morningstarグループは、当ファンドの運営管理、マーケティングまたは売買取引に関連していかなる義務も責任も負いません。

Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータの正確性および／または完全性を保証せず、また、Morningstarグループは、その誤謬、脱漏、中断についていかなる責任も負いません。Morningstarグループは、委託会社、当ファンドの受益者もしくはユーザー、またはその他の人もしくは法人が、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータを使用して得る結果について、明示または黙示を問わず、いかなる保証も行いません。Morningstarグループは、Morningstarインデックスまたはそれに含まれるデータについて明示または黙示の保証を行わず、また商品性あるいは特定目的または使用への適合性に関する一切の保証を明確に否認します。上記のいずれも制限することなく、いかなる場合であれ、Morningstarグループは、特別損害、懲罰的損害、間接損害または結果損害(逸失利益を含む)について、例えこれらの損害の可能性を告知されていたとしても責任を負いません。

４【手数料等及び税金】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第１ ファンドの状況」「４ 手数料等及び税金」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部＿＿は訂正部分を示します。

（３）【信託報酬等】

＜訂正前＞

（前略）

（参考）各投資対象ファンドの信託報酬等

投資対象ファンドの信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、解約手数料はありません。

ファンド名	信託報酬
日本株グロースファンド（適格機関投資家限定）	年率　0.6985%（税抜　0.635%）
日本株好配当マザーファンド	ありません。
日本中小型株ファンド（適格機関投資家限定）	年率　0.77%（税抜　0.70%）
MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	年率　0.8657%（税抜　0.787%）
グローバル・フランチャイズ・ファンド Ｍ－２（適格機関投資家専用）	年率　0.8536%（税抜　0.776%）
ノムラFOFs用・グローバル・クオリティ・セレクト（適格機関投資家専用）	年率　0.649%（税抜　0.59%）
ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	年率　0.22%（税抜　0.20%）
PIMCO Bermuda Trust IV PIMCO Global Bond Strategy Fund - C(JPY, Hedged)	純資産総額　　報酬率（年率） 3億米ドル以下の部分　…0.52% 3億米ドル超　　…0.47% 6億米ドル以下の部分 6億米ドル超の部分　　…0.42%
ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン	年率　0.187%（税抜　0.17%）
日本債券インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞	純資産総額に対し、以下の年率を乗じて得た額の合計額とします。 100億円以下の部分：年率　0.099%（税抜　0.09%） 100億円超の部分：年率　0.088%（税抜　0.08%）
グローバル・リアルエステート・ファンド（適格機関投資家向け）	年率　0.847%（税抜　0.77%）

シュローダー・マルチアセット・ターゲット・ファンド（少人数私募）	年率　0.594%（税抜　0.54%）

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

◎実質的な信託報酬率：年率1.485%程度（税抜年率1.366%程度）

（投資対象とする投資信託証券：年率0.462%程度（税抜0.436%程度））

＜訂正後＞

（前略）

（参考）各投資対象ファンドの信託報酬等

投資対象ファンドの信託報酬（投資信託財産の純資産総額に対する年率）は下記の通りです。

当該信託報酬は、投資対象とする投資信託証券に係る信託財産の運用、基準価額の計算、運用財産の管理等の対価として、投資対象ファンドから支払われます。

なお、各投資対象ファンドとも、申込手数料、解約手数料はありません。

ファンド名	信託報酬
日本株グロースファンド（適格機関投資家限定）	年率　0.6985%（税抜　0.635%）
日本株好配当マザーファンド	ありません。
日本中小型株ファンド（適格機関投資家限定）	年率　0.77%（税抜　0.70%）
MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	年率　0.8657%（税抜　0.787%）
グローバル・フランチャイズ・ファンド Ｍ－２（適格機関投資家専用）	年率　0.8536%（税抜　0.776%）
ノムラFOFs用・グローバル・クオリティ・セレクト（適格機関投資家専用）	年率　0.649%（税抜　0.59%）
ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	年率　0.066%（税抜 0.06%）
ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン	年率　0.066%（税抜 0.06%）
日本債券インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞	純資産総額に対し、以下の年率を乗じて得た額の合計額とします。 100億円以下の部分：年率　0.099%（税抜　0.09%） 100億円超の部分：年率　0.088%（税抜　0.08%）
グローバル・リアルエステート・ファンド（適格機関投資家向け）	年率　0.847%（税抜　0.77%）
ＦＯＦｓ用ゴールド・ファンド 為替ヘッジあり（適格機関投資家専用）	年率 0.143%（税抜 0.13%）

当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬を含めた実質的な信託報酬率の概算値は下記の通りです。ただし、この値は目安であり、投資対象ファンドの実際の組入状況により実質的な信託報酬率は変動します。

◎実質的な信託報酬率：年率1.287%程度（税抜年率1.170%程度）
（投資対象とする投資信託証券：年率0.264%程度（税抜0.240%程度））

（４）【その他の手数料等】

＜訂正前＞

（前略）

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。
組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料
組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料
ファンドが実質的に投資対象とする仕組み債券の価格に反映される費用は、仕組み債券の発行・管理にあたり発行者等に支払う手数料、仕組み債券の連動対象となるファンド及びファンドが組み入れるヘッジファンド等の運用者に支払う運用報酬（成功報酬を含みます。）等
財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

（後略）

＜訂正後＞

（前略）

※上記における役務提供の内容は以下の通りです。
組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、売買仲介人に支払う手数料
組入資産の保管に要する費用は、保管機関に支払う手数料
財務諸表の監査に要する費用は、監査法人に支払うファンドの監査に係る費用
上記の費用にはそれぞれ消費税等相当額が含まれます。

（後略）

（５）【課税上の取扱い】

＜訂正前＞

（前略）

※上記は、2023年5月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

＜訂正後＞

（前略）

※上記は、2023年8月31日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

５【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第１ ファンドの状況」「５ 運用状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

＜更新・訂正後＞

以下は、2023年8月31日現在の状況について記載してあります。

【グローバル厳選バランスファンド】

（１）【投資状況】

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	2,867,102,675	62.92
	バミューダ	1,497,152,487	32.86
	小計	4,364,255,162	95.78
親投資信託受益証券	日本	188,727,634	4.14
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	3,798,650	0.08
合計(純資産総額)		4,556,781,446	100.00

(注)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	バミューダ	投資信託受益証券	PIMCO Bermuda Trust IV PIMCO Global Bond Strategy Fund - C (JPY, Hedged)	172,185.45	8,695.88	1,497,305,732	8,695	1,497,152,487	32.86
2	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン（為替ヘッジあり）	1,213,246,490	0.8683	1,053,561,413	0.8502	1,031,502,165	22.63
3	日本	投資信託受益証券	グローバル・リアルエステート・ファンド（適格機関投資家向け）	119,697,758	1.8619	222,868,487	1.9189	229,688,027	5.04
4	日本	投資信託受益証券	シュローダー・マルチアセット・ターゲット・ファンド（少人数私募）	236,980,336	0.9518	225,574,472	0.9646	228,591,232	5.02

5	日本	投資信託受益証券	ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン	182,463,607	1.1901	217,151,763	1.2507	228,207,233	5.01
6	日本	投資信託受益証券	日本債券インデックス・ファンド＜適格機関投資家限定＞	218,652,080	1.0372	226,805,178	1.0192	222,850,199	4.89
7	日本	投資信託受益証券	グローバル・フランチャイズ・ファンド M－２（適格機関投資家専用）	86,591,698	1.823	157,864,631	2.1893	189,575,204	4.16
8	日本	投資信託受益証券	ノムラFOFs用・グローバル・クオリティ・セレクト（適格機関投資家専用）	146,096,599	1.1038	161,266,247	1.297	189,487,288	4.16
9	日本	親投資信託受益証券	日本株好配当マザーファンド	81,005,938	1.8345	148,605,394	2.3298	188,727,634	4.14
10	日本	投資信託受益証券	MFS外国株グロース・ファンドF（適格機関投資家専用）	25,579,155	5.9445	152,055,389	7.3444	187,863,545	4.12
11	日本	投資信託受益証券	日本株グロースファンド（適格機関投資家限定）	168,610,611	0.9378	158,127,920	1.0833	182,655,874	4.01
12	日本	投資信託受益証券	日本中小型株ファンド（適格機関投資家限定）	131,950,641	1.2623	166,562,349	1.339	176,681,908	3.88

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ.種類別投資比率

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	95.78
親投資信託受益証券	4.14
合計	99.92

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

①【純資産の推移】

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末　(2022年11月10日)	4,684,777,882	4,684,777,882	0.9332	0.9332
2022年 8月末日	4,765,760,995	-	0.9668	-
9月末日	4,644,579,102	-	0.9260	-
10月末日	4,706,441,703	-	0.9364	-
11月末日	4,764,772,709	-	0.9499	-
12月末日	4,610,837,698	-	0.9214	-
2023年 1月末日	4,751,951,842	-	0.9442	-
2月末日	4,691,931,336	-	0.9338	-
3月末日	4,725,143,117	-	0.9412	-
4月末日	4,694,424,832	-	0.9466	-
5月末日	4,652,407,495	-	0.9511	-
6月末日	4,644,969,722	-	0.9735	-
7月末日	4,607,076,390	-	0.9685	-
8月末日	4,556,781,446	-	0.9691	-

②【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2022年 2月18日～2022年11月10日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（%）
第1計算期間末	2022年 2月18日～2022年11月10日	△6.7

第2中間計算期間末	2022年11月11日～2023年 5月10日	2.2

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2022年 2月18日～2022年11月10日	5,138,947,845	119,032,715	5,019,915,130
第2中間計算期間末	2022年11月11日～2023年 5月10日	77,550,538	144,924,220	4,952,541,448

(注)第1計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

（参考）

日本株好配当マザーファンド

投資状況

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（%）
株式	日本	16,537,876,370	99.40
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	-	99,883,321	0.60
合計(純資産総額)		16,637,759,691	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ.評価額上位銘柄明細

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資比率 (%)
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	329,500	2,296.29	756,628,140	2,515.00	828,692,500	4.98
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	462,300	1,076.01	497,442,168	1,163.50	537,886,050	3.23
3	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	62,400	6,454.92	402,787,546	6,681.00	416,894,400	2.51
4	日本	株式	三菱商事	卸売業	51,300	7,028.28	360,551,098	7,196.00	369,154,800	2.22
5	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	150,200	2,262.68	339,855,881	2,410.00	361,982,000	2.18
6	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	2,095,900	163.52	342,733,399	168.30	352,739,970	2.12
7	日本	株式	本田技研工業	輸送用機器	70,500	4,355.00	307,027,840	4,703.00	331,561,500	1.99
8	日本	株式	ソフトバンク	情報・通信業	184,500	1,552.59	286,454,294	1,670.00	308,115,000	1.85
9	日本	株式	三井物産	卸売業	55,800	5,343.69	298,178,372	5,432.00	303,105,600	1.82
10	日本	株式	伊藤忠商事	卸売業	54,100	5,544.62	299,964,388	5,472.00	296,035,200	1.78
11	日本	株式	日立製作所	電気機器	29,900	8,901.25	266,147,375	9,694.00	289,850,600	1.74
12	日本	株式	東京海上ホールディングス	保険業	87,900	3,168.47	278,508,853	3,227.00	283,653,300	1.70
13	日本	株式	武田薬品工業	医薬品	59,200	4,333.37	256,535,993	4,508.00	266,873,600	1.60
14	日本	株式	ＫＤＤＩ	情報・通信業	57,700	4,259.83	245,792,288	4,325.00	249,552,500	1.50
15	日本	株式	任天堂	その他製品	37,600	6,404.49	240,808,993	6,267.00	235,639,200	1.42
16	日本	株式	小松製作所	機械	55,900	3,846.51	215,020,354	4,150.00	231,985,000	1.39
17	日本	株式	住友商事	卸売業	73,900	2,971.41	219,587,252	2,999.00	221,626,100	1.33

18	日本	株式	パナソニック　ホールディングス	電気機器	131,200	1,686.11	221,218,846	1,679.50	220,350,400	1.32
19	日本	株式	キヤノン	電気機器	60,200	3,743.61	225,365,551	3,588.00	215,997,600	1.30
20	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	66,600	3,089.62	205,768,731	3,191.00	212,520,600	1.28
21	日本	株式	日本製鉄	鉄鋼	61,600	3,111.18	191,649,303	3,447.00	212,335,200	1.28
22	日本	株式	ＭＳ＆ＡＤインシュアランスグループホールディングス	保険業	39,500	5,108.65	201,792,025	5,240.00	206,980,000	1.24
23	日本	株式	日本電気	電気機器	26,500	6,910.62	183,131,566	7,686.00	203,679,000	1.22
24	日本	株式	三菱重工業	機械	22,800	6,637.24	151,329,132	8,270.00	188,556,000	1.13
25	日本	株式	デンソー	輸送用機器	18,300	9,527.98	174,362,124	9,959.00	182,249,700	1.10
26	日本	株式	オリックス	その他金融業	66,000	2,597.61	171,442,712	2,720.00	179,520,000	1.08
27	日本	株式	アステラス製薬	医薬品	81,000	2,124.17	172,058,519	2,214.50	179,374,500	1.08
28	日本	株式	第一生命ホールディングス	保険業	65,000	2,816.48	183,071,218	2,711.50	176,247,500	1.06
29	日本	株式	丸紅	卸売業	73,600	2,437.33	179,387,488	2,384.50	175,499,200	1.05
30	日本	株式	富士電機	電気機器	24,800	6,185.49	153,400,303	6,875.00	170,500,000	1.02

(注1)国／地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、当ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

ロ.種類別及び業種別の投資比率

種類	国内／外国	業種	投資比率(%)

株式	国内	鉱業	0.99
		建設業	4.45
		食料品	2.69
		繊維製品	1.69
		化学	3.84
		医薬品	3.63
		ゴム製品	0.72
		ガラス・土石製品	0.94
		鉄鋼	2.96
		非鉄金属	1.45
		機械	7.08
		電気機器	8.19
		輸送用機器	10.41
		精密機器	0.50
		その他製品	1.42
		電気・ガス業	0.86
		陸運業	1.88
		海運業	0.79
		情報・通信業	9.19
		卸売業	8.60
		小売業	5.78
		銀行業	10.72
		証券、商品先物取引業	0.67
		保険業	4.89
		その他金融業	2.03
		不動産業	0.47
		サービス業	2.56
合計			99.40

(注)投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

（参考情報）交付目論見書に記載するファンドの運用実績

設　定　日：2022年 2 月18日
作成基準日：2023年 8 月31日

基準価額・純資産の推移

※上記グラフは設定日から作成基準日までを表示しております。

基準価額	9,691円
純資産総額	45.57億円

分配の推移（1万口当たり、税引前）

設定来分配金合計額：0円

決算期	2022年11月	－	－	－	－
分配金	0円	－	－	－	－

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

投資信託証券	投資比率(%)
PIMCO Bermuda Trust IV PIMCO Global Bond Strategy Fund - C(JPY, Hedged)	32.9
ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン(為替ヘッジあり)	22.6
グローバル・リアルエステート・ファンド(適格機関投資家向け)	5.0
シュローダー・マルチアセット・ターゲット・ファンド(少人数私募)	5.0
ステート・ストリート先進国債券インデックス・オープン	5.0
日本債券インデックス・ファンド<適格機関投資家限定>	4.9
グローバル・フランチャイズ・ファンドM−2(適格機関投資家専用)	4.2
ノムラFOFs用・グローバル・クオリティ・セレクト(適格機関投資家専用)	4.2
日本株好配当マザーファンド	4.1
MFS外国株グロース・ファンドF(適格機関投資家専用)	4.1
日本株グロースファンド(適格機関投資家限定)	4.0
日本中小型株ファンド（適格機関投資家限定）	3.9

※投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移（暦年ベース）

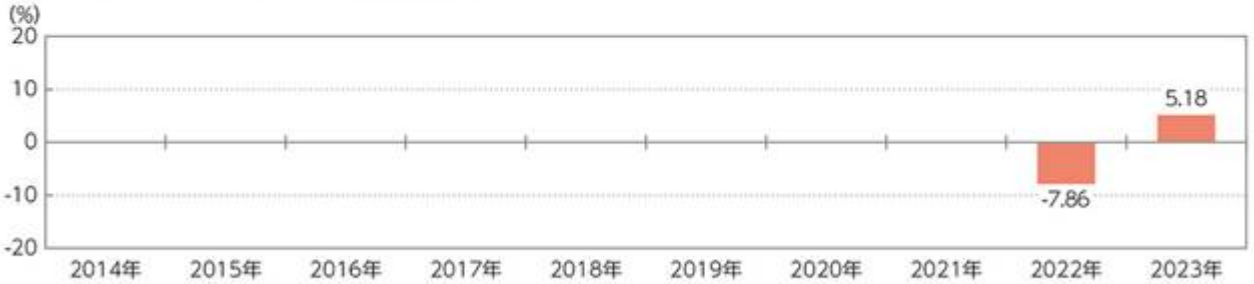

※2022年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2023年は年初から作成基準日までの収益率です。
※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

最新の運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページでご確認いただけます。

第３【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報」「第３ ファンドの経理状況」につきましては、該当情報を以下の内容に更新・訂正します。

２【ファンドの現況】

＜更新・訂正後＞

【グローバル厳選バランスファンド】

【純資産額計算書】

（2023年8月31日現在）

Ⅰ　資産総額	4,572,023,061円
Ⅱ　負債総額	15,241,615円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,556,781,446円
Ⅳ　発行済口数	4,702,027,620口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9691円
（1万口当たり純資産額）	（9,691円）

（参考）

日本株好配当マザーファンド

純資産額計算書

（2023年8月31日現在）

Ⅰ　資産総額	16,707,508,576円
Ⅱ　負債総額	69,748,885円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	16,637,759,691円
Ⅳ　発行済口数	7,141,284,149口
Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	2.3298円
（1万口当たり純資産額）	（23,298円）

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第１ 委託会社等の概況」「１ 委託会社等の概況」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。
（注）下線部＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

(1)資本金の額（2023年5月31日現在）

（中略）

(2)委託会社の機構

（中略）

委託会社の機構は2023年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜訂正後＞

(1)資本金の額（2023年8月31日現在）

（中略）

(2)委託会社の機構

（中略）

委託会社の機構は2023年8月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

２【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第１ 委託会社等の概況」「２ 事業の内容及び営業の概況」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

（前略）

2023年5月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドは除きます。）は次のとおりです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	27	127,815
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	27	127,815

＜訂正後＞

（前略）

2023年8月31日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドは除きます。）は次のとおりです。

	本数	純資産総額（百万円）
追加型株式投資信託	28	125,313
追加型公社債投資信託	0	0
単位型株式投資信託	0	0
単位型公社債投資信託	0	0
合計	28	125,313

５【その他】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第１ 委託会社等の概況」「５ その他」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部＿＿＿は訂正部分を示します。

＜訂正前＞

（前略）

(2)訴訟事件その他の重要事項

2023年5月31日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

＜訂正後＞

（前略）

(2)訴訟事件その他の重要事項

2023年8月31日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第２【その他の関係法人の概況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第２ その他の関係法人の概況」につきましては、該当情報を以下の内容に訂正します。

（注）下線部＿＿＿は訂正部分を示します。

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

＜訂正前＞

（前略）

(2)販売会社

名称	資本金の額 （2023年3月末日現在）	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

＜訂正後＞

（前略）

(2)販売会社

名称	資本金の額 （2023年9月末日現在）	事業の内容
株式会社千葉銀行	145,069百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社武蔵野銀行	45,743百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。